

「協働と市民参加」

1. 協働と新しい公

(1) “あれもこれも” から “あれかこれか” へ

岩倉市の人口は、リーマンショックのころをピークに今後ゆるやかに減少していく。しかし、いわゆる現役世代が減少する一方で、高齢者は増加していく。2040年には人口の3分の1が65歳以上の高齢者となる。そのなかで次のことが想定される。まず、社会保障関係の支出が増える。一方で税収が減る。さらに、人口が減ることで、消費も落ち込んでいく。よって経済状況も悪化する。このような状況では、以前のように多様なニーズに行政が対応できなくなる。つまり、あれもこれも行政に求めるということができなくなる。そこで生まれるのが新しい公という考え方である。

(2) 新しい公

「公」とは行政だけを指す言葉だろうか。公務員、公金、公立という言葉は確かに行政に関する言葉である。では、公園という言葉はどうか。公園で休憩したり遊んだりするのは、行政関係者に限ったことではない。「公」には「みんなの」という意味もある。公開や公平という言葉もある。そう考えると、多様なニーズに対して、行政だけが期待を担うものではなく、市民もできることは担っていく必要がある。これまで行政に任せてきたことを、市民が自ら行動していく。役割分担の見直しが求められている。そこで出てくるのが協働という考え方である。

(3) 協働のルール

一言で協働といっても、それぞれの思惑が異なる。行政は財政的に苦しくなると、一部の職務を民間へ押し付ける。直営よりも民営の方がコストが抑えられ、効率が良くなると考えるからである。民の側は、自分たちの思いを市政に反映させていきたいという意思がある。効率を求める役所と、思いを反映させたい民とでは意識の違いがあり、衝突がおこる可能性がある。そこで協働のルールを共有する必要がある。岩倉市にはすでに協働のルールブックがあるが、法的な強制力・拘束力はない。法的な強制力・拘束力を持つ条例の中にルールについて定めたほうがよいかもしれない。

例えば、補完性の原則というものがある。できることは市民が行い、できないことは行政が行うという、お互いに補い合うという原則である。他にも、相互理解の原則や目的・目標共有の原則というものもある。当たり前のことかもしれないが、改めてルールとして条例で定める必要が

あるかもしれない。

協働は市民と行政との間でのみ行われるわけではない。市民同士、異なる組織間、つまり行政以外との協働というものも存在する。様々なケース、組み合わせの中での協働のあり方を議論する必要があるかもしれない。また、市民活動への支援や人材の育成など、協働を進めるうえでの各々の役割を確認する必要もある。

2. 市民参加

(1) どのような場合に市民参加が必要か

協働という言葉には、行政と市民が対等であるというイメージがある。それに対して、市民参加という言葉は、行政が行うことに対して市民の意見をどう反映させるか、市民がどう加わっていくかという行政主導のイメージがある。その中で、他市の条例では、市の基本的な方針を決める計画の策定・変更時や、市民の生活に大きな影響を及ぼす制度の導入・改廃時などに市民参加を取り入れている場合が多い。

(2) 様々な市民参加手法

市民参加の手法には、アンケートやモニター、パブリックコメント、説明会等様々な手法があり、それぞれに長所や短所がある。そのなかの一つとして住民投票がある。ただ、法律上は強制力・拘束力を持たないため、住民投票はアンケートの一種でしかない。住民投票の結果に必ず従わなければならないという拘束力を持たせることは、現行法上は違法である。あくまで「尊重」しなければならないと規定する程度しかできないため限りなくアンケートに近い。

(3) 市民参加手続きのルール

会議を公開とするかどうか、附属機関等の委員の選定の仕方、周知の方法などを定めていく必要がある。

3. 住民投票

(1) どのような場合に住民投票を行うのか

自治基本条例では、市政に関する重要な事項を定める際に住民投票を行うと規定しているが、具体的にはどのような場合か。それを例示するという方法もある。逆に、住民投票の対象にできないものを列記する方法もある。

また、住民投票の発議権は誰に認めるか。自治基本条例では、住民投票の実施主体は市長であると定めているが、発議者については定めていない。住民発議、議員発議、市長発議と様々なケースが考えられる。それぞれについて、必要な署名数や要件、制限等を検討する必要がある。

(2) 投票資格者は誰か

市議・市長選の有権者は、満20歳以上で直近3か月以上継続して市内に住所がある日本国籍を持つ住民となっている。住民投票はもともと法律に規定されていないため、自治体ごとに自由に定めることができる。年齢については、義務教育修了者に判断能力を認めて16歳以上とする自治体もあるし、18歳以上とする自治体もある。居住期間については、3ヶ月以上とするのが一般的である。外国人住民についてどう定めるかという点は、議論が分かれるかもしれない。外国人であっても、住民として岩倉市の方向性について責任を持って参加してほしい、住民としての役割を果たしてほしいという考え方がある。一方で、外国人に住民投票権を認めると、外国人の人口がさらに増加した場合に、岩倉市の統制がとれなくなってしまうという考え方もある。意見が分かれる可能性があるので、慎重に議論していきたい。

(3) 住民投票の執行に関する手続き

有権者の確定方法、告示方法等の執行に関する手続きを決めていく必要がある。

おわりに

この条例の策定のプロセス自体が、岩倉市の協働や市民参加の試金石となる。みんなで協力して良い条例案を作っていきたい。